

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

11月

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
成田公共職業安定所駅前庁舎内装工事	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 蒲生 光行 千葉市中央区中央 4-11-1	平成26年11月10日	東邦建設株式会社 成田市吉倉150-18	予算決算及び会計令第99条の2項一般競争入札を実施した結果不落札となったことから、再度入札を実施したが不落札であったため、応札者と価格交渉し、予定価格の制限内で随意契約を締結した。	51,243,840	51,192,000	99.9%					
成田公共職業安定所駅前庁舎内装工事に係るB工事施工請負契約	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 蒲生 光行 千葉市中央区中央 4-11-1	平成26年11月19日	五洋建設株式会社 東京建築支店 東京都文京区後楽 2-2-8	会計法第29条の3第4項当該工事については、ビル店舗内装工事施工指針書により、ビル施工者の指定業者が行う工事である旨定めがあり、他の業者との契約締結ができないため	1,064,880	1,064,880	100.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

11月

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
多回線音声応答装置及び音声応答転送装置の購入	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 蒲生 光行 千葉市中央区中央 4-11-1	平成26年11月26日	神田通信機株式会社 千葉市中央区登戸3 -3-30	会計法第29条の3第4項 当該機器の設置及び設定については、電話設備設置業者以外での作業が不可能であるため	2,544,798	2,322,000	91.2%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。